

# 奈井江版「生涯活躍のまち」の検討について

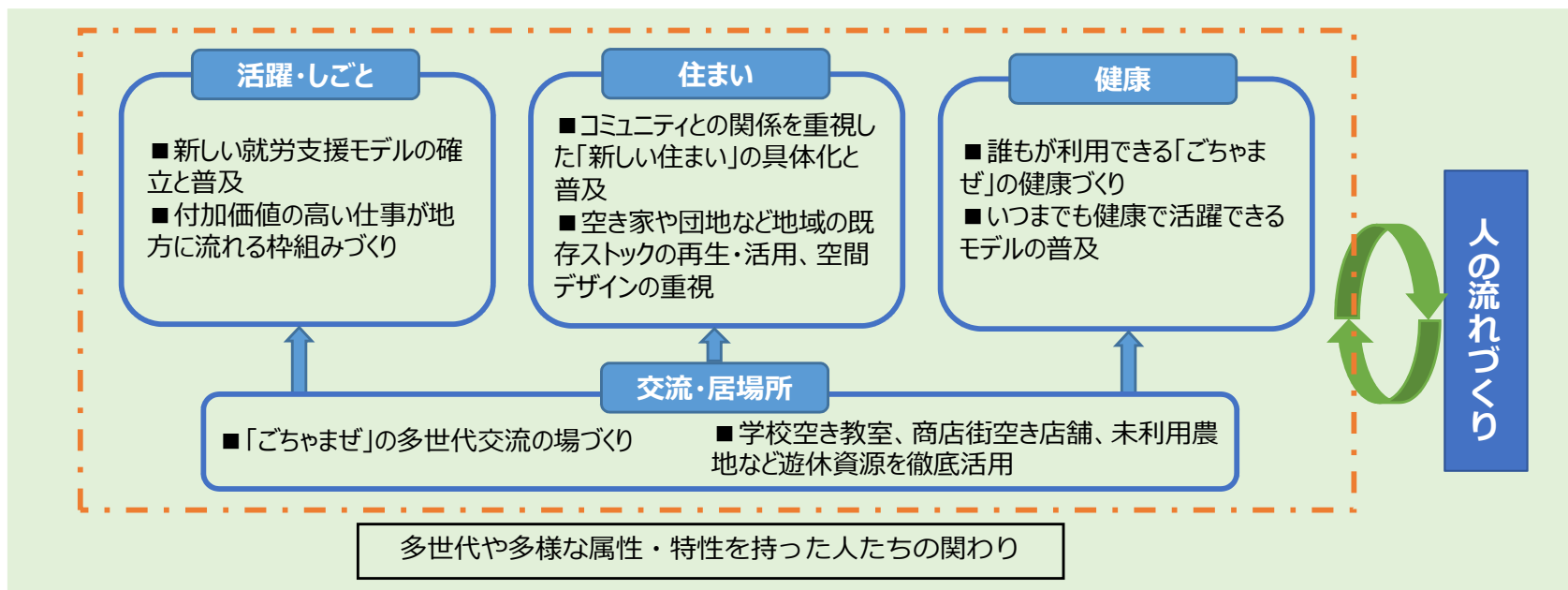
奈井江町  
令和3年10月

# 「生涯活躍のまちづくりに関するガイドライン」（令和2年7月内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

## 《生涯活躍のまちの変更点》

従前の「生涯活躍のまち」	新たな「生涯活躍まち」	
○東京圏をはじめとした大都市圏の中高齢者が	○女性、高齢者、障がい者など ○一度は都市部に出たが、地方に活躍の場を求める中堅や若手層も	○古くからの住民も移住者も ○都市部の企業に働く人材も ○全世代の地域に関係するあらゆる人々が
○希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み	○希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み	○都市部の人材が、継続的に多様な形で関わり
○地域住民や多世代が交流しながら健康でアクティブな生活を送る	○誰もが能力を活かして活躍できる新しい働き方を推進する ○都市部の人材が地域課題を住民とともに解決する	○多世代が交流する中でそれぞれの居場所と役割を見つける

## 《新たな「生涯活躍のまち」に求められる機能》



## 《新たな全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」とは》

- I 「誰もが居場所と役割を持つコミュニティ」  
**「①交流・居場所」「②活躍・しごと」「③住まい」「④健康」の機能を確保**すること
- II 「人の流れづくり」  
 コミュニティを維持・発展させるために、人材の循環・移動を促進し、域外からコミュニティへの**「人の流れづくり」**を進めること

各機能（4+1）については、個々に対応するのではなく、「点から面へ」、エリア全体を視野に入れ、コミュニティ全体の魅力の向上を図るという視点が必要不可欠です。

また、各機能のすべてを新規に取り組む必要はなく、地域の特性や課題に応じて、既存の取組を生かしながら、中長期的にコミュニティ全体で各機能を満たしていくことが重要です。

# 誰もが躍動し 寄り添い集う 全世代共奏のまちプロジェクト

～奈井江版生涯活躍のまち～

奈井江町に住む人は「いきいき」と暮らし、奈井江町に関わる人には「魅力」を感じるまちづくりを目指すために、様々な施策と連携し、子どもや若者、高齢者、障がい者、外国人などの地元住民をはじめ、関係人口も含めて、全世代・全員を対象に、誰もが居場所と役割を持ち、多様な人々との繋がりを持ちながら新たな共奏コミュニティを形成するとともに、一人ひとりが活躍できる実感といつまでも躍動できる地域づくりを推進する。

また、遊休施設の活用を促進するため、商店街の空き店舗や町内に点在する空き家対策を行い、人材誘致や関係人口の拡大にも繋げながら、新たな「人の流れ」を促進できるまちづくりを進める。

誰もが躍動し、寄り添う集う 全世代共奏のまちプロジェクトの事業開始

令和4年4月～

## 活躍・しごと

### 新しい働き方や趣味を通じた活躍の場の提供

- 日常生活の中で空いた時間を活用し、好きな時間にやりたい仕事ができるしくみ「しごとコンビニ」事業を導入し、新しい働き方のスタイルを創出していく。
- 空き店舗を活用し、奈井江町で起業したい人への支援策を検討していく。
- 町外者の活躍の場を創出するため、イベント開催等の支援事業の拡充を検討していく。

## 住まい

### ニーズに合わせた住まいと移動手段の提供

- 町内に点在する空き家の有効活用と中古住宅への入居を希望する転入者のニーズに応えるため、町内業者と連携しながら、低廉な家賃で賃貸できるような仕組みづくりを検討していく。
- 子どもから高齢者まで誰もが、利用しやすい移動手段を提供していくため、地域公共交通のあり方について検討していく。

## 健康

### 多世代のニーズに合わせた健康づくりと安心見守り機能の充実

- 人生100年時代と言われている中、健康寿命と平均寿命の乖離などの課題もあり、若年代からの健康意識の醸成など各世代のニーズに合わせた新たな健康づくり事業を検討していく。
- 認知症患者の増加や独居の高齢者など家族も含めて安心して暮らせる新たな地域の見守り機能などコミュニティ組織と併せて検討していく。

## 交流・居場所

### 音楽に触れ共に奏でる場の提供

まちのシンボルの一つである文化ホールの活用を中心に、町内外の多様な世代、老若男女が、様々な機会や場所で音楽を通してつながり、いつでも気軽に音楽に触れることができる機会の提供やまちの音楽家の育成、アーティストの誘致などの検討を行っていく。

### 新たなコミュニティのあり方を検討

人口減少や担い手不足等など、現在の行政区・連合区が抱える様々な課題を解決するため、町民と地域内の様々な組織・団体が参加・連携しながら地域活動を進める「新たなコミュニティ組織」の設置について検討を進めていく。

多世代や多様な属性・特性を持った人たちの関わり

都市部住民に対し、奈井江町の資源や個性を活かした交流事業やシニアや移住者の拡大につなげていく。

都市部との交流 プロモーション

# 上川郡東川町の「しごとコンビニ」の概要

## 《しごとコンビニとは》

「地域のはたらく人と仕事を発掘し、繋ぐ仕組み。」

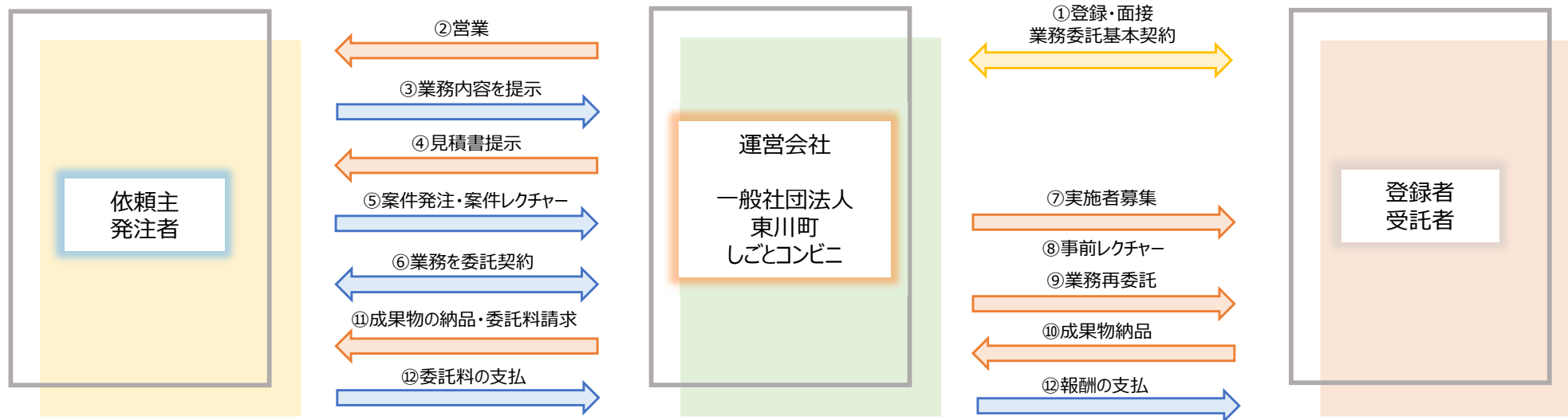
働きたいけど、働けなかった人たちの「誰かの役に立ちたい」「これまでの経験を生かしたい」などの望みを「大事にしたい人やコト」を大切にしながら働けるよう、一人ひとりの「現状」と「望み」に寄り添いながら、ちょっとだけ手伝ってほしい人とちょっとだけ働きたい人を発掘して繋ぐ仕組みです。

「子育てしながら、自分らしく働きたい」  
「経験やスキルを活かして、誰かの役に立ちたい」  
「地域の人と知り合いになりたい」

それぞれが思う理想の働き方を実現

それぞれが思う理想の生き方に繋がる

## 《しごとコンビニの仕組み》



※ 仕事をする人は、雇用されるのではなく、**個人事業主**として業務委託契約を結びながら、様々な仕事の中から自ら仕事を選び働くことができます。

※ 仕事を発注する側は、高齢者や子育てママ等が働きやすいように、**仕事を時間や業務内容で分解して発注**します。

## 《しごとと実例》

受付業務 草取り 畑おこし 公共施設や浴場などの清掃や窓拭き 農作業補助 デザイン ライター 封入・封かん 翻訳 フィルム貼り  
 買い物代行 家具の組み立て業務や塗装、研磨 包丁研ぎ 調理補助 食器洗浄 etc

# 鳥取県南部町の「空き家一括借り上げ制度」の概要

## 《空き家一括借り上げ制度とは》

空き家一括借り上げ制度とは、

① 移住したい人がいるが、貸し出す「住まい（空き家）」が不足しているのを、なんとかしたい

② もっと子どもたちの笑い声が聞こえる場所を増やしたい

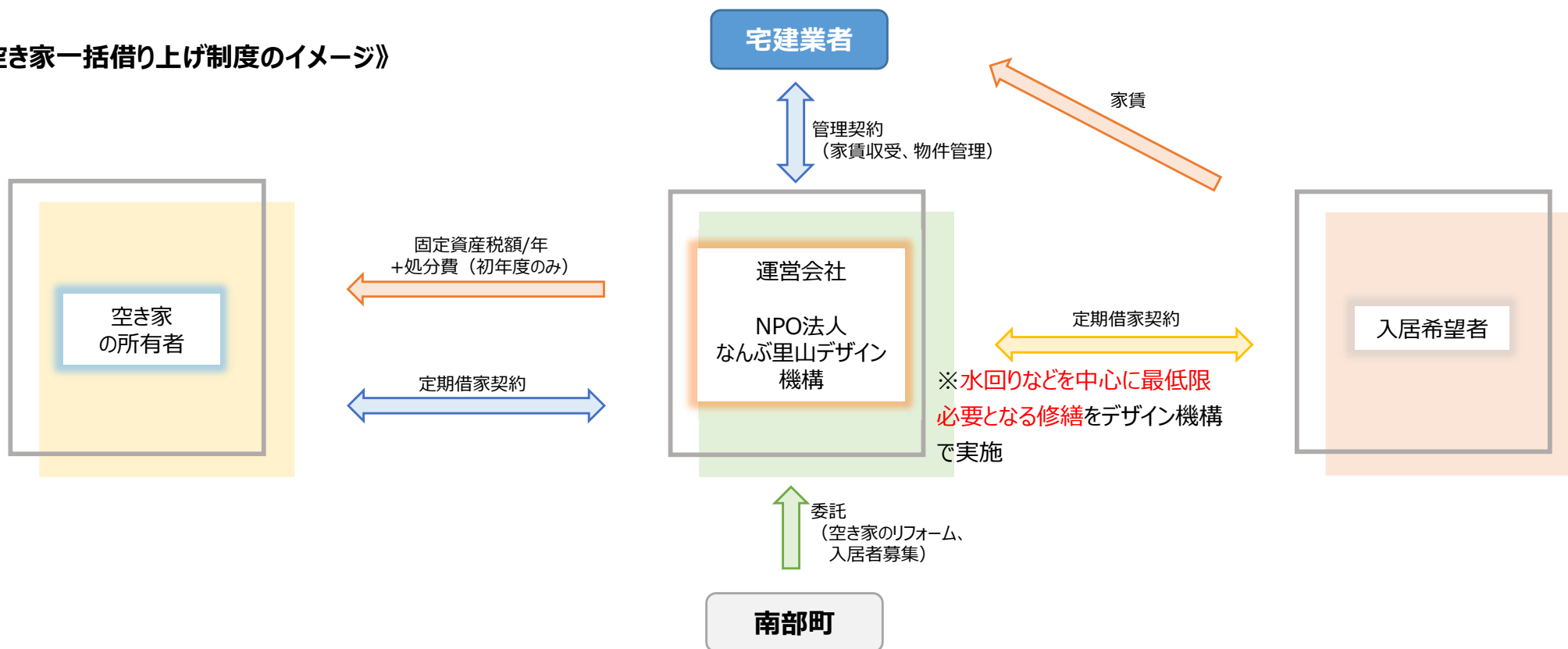
③ 移住者と地元住民の交流機会を増やしてまち全体をもっともっと元気にしたい

そんな思いから、住む人がいないままの「空き家」と移住したいと考える人をつなぐために行った「空き家とまちに笑顔を育てる!プロジェクト」で、空き家になっている物件を「まちづくり会社等」の会社が、10年間固定資産税相当額で借り上げて、リフォームをした上で賃貸住宅として提供する仕組みです。

## 《空き家一括借り上げ制度の特徴》

- ① 契約期間が10年間
- ② 実質固定資産税が10年間不要
- ③ リフォーム負担なし、後片付け補助（20万円）あり
- ④ 安心してお貸しできる方をマッチング

## 《空き家一括借り上げ制度のイメージ》



# 総務省が示す「地域運営組織」の概要

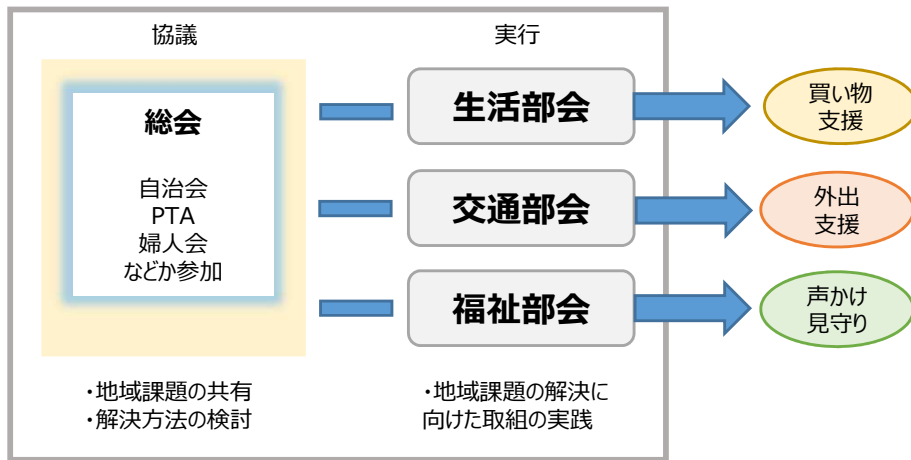
## 《地域運営組織とは》

- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能を同一の機能が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能をもと組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある。

## 《地域運営組織のイメージ》

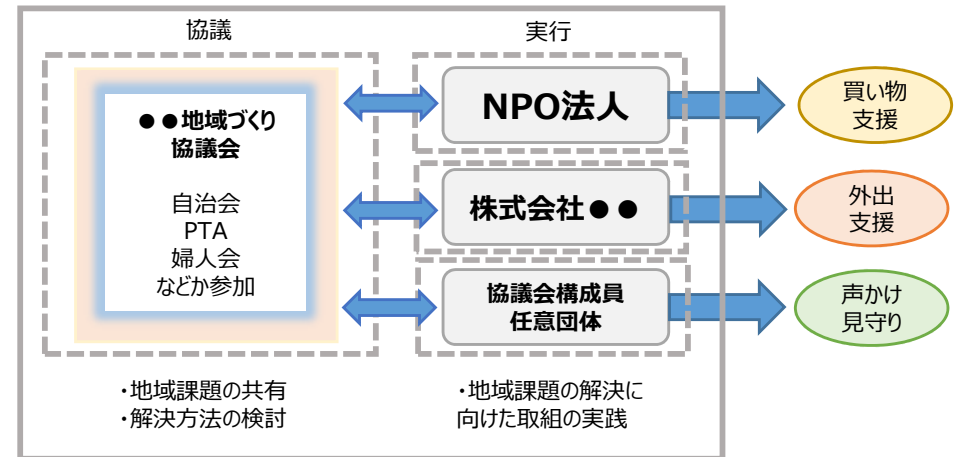
### 一体型イメージ

- 地域づくり協議会（=地域運営組織）



### 分離型イメージ

地域運営組織



## 《地域運営組織の立ち上げにあたってのポイント》

- ① **地域における課題**      ② **今後のどのような課題が起こり得るのか**      ③ **それらの課題解決に向けてどのような取り組みが必要なのか**等について、地域住民が主体的に検討・共有し、課題解決のためにふさわしい取組体制（組織）を形成することが求められる。

## 《人材確保・育成》

- 「**地域のつなぎ役**」や**地域住民間の役割、当番制**等による人材の地域内循環などを担う人材の確保や育成が必要
- 地域外からの**地域おこし協力隊**等の受け入れや**集落支援員**の活用などの検討

※**集落支援員**とは（配置に対する国から財源措置 専任の場合一人当たり430万円/年、他の業務との兼任の場合一人当たり40万円/年）

- 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握（「人口、世帯数の動向、通院・買い物の状況、農地の状況」「地域資源、他の集落との連携状況」）等を行い、市町村職員と連携して地域住民と「話し合い」を実施し、地域に必要と思われる施策を実施。（例・・・デマンド地域交通システム、高齢者見守りサービス、集落自主活動への支援 など）

# 地方創生推進交付金の概要

## 目的等

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取り組みを支援

- ①地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
- ②地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ③KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

## 申請要件等（横展開タイプ…先駆的・優良事例の横展開を図る事業）

### 要件

- ・ ①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の**3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素**が含まれることを要件  
例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

### 事業計画期間

- ・ **3カ年度**以内（企業版ふるさと納税と併用する事業については、5カ年度以内）

### 交付上限額 (事業費ベース)

- ・ 市区町村…1事業あたり1.4億円（単年度）

## 交付金割合等

